

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

教育委員会

- | | |
|---|---|
| ○学校教育法施行細則の一部を改正する規則 | 一 |
| ○宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 | 一 |
| ○市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置基準を定める規則の一部を改正する規則 | 三 |
| ○校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則 | 三 |
| ○宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則 | 三 |
| ○宮城県総合教育センター管理規則の一部を改正する規則 | 四 |
| ○宮城県教育委員会公印規則の一部を改正する訓令 | 四 |
| ○事務決裁規程の一部を改正する訓令 | 四 |
| ○宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令 | 六 |
| ○地方機関等文書規程の一部を改正する訓令 | 六 |
| ○事務職員等研修規程の一部を改正する訓令 | 六 |
| ○宮城県教育委員会共催及び後援名義取扱規程の一部を改正する訓令 | 六 |
| ○職員分限懲戒審査会設置規程の一部を改正する訓令 | 九 |
| ○昭和四十六年宮城県教育委員会告示第三十一号の一部改正 | 九 |

教育委員会

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

○宮城県教育委員会規則第一号

宮城県教育委員会

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和三十年宮城県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「義務教育学校」の下に、「高等学校」を加え、「前期課程」を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第二号

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「特別支援教育室、高校教育課」を「高校教育課、特別支援教育課」に、「全国高校総体推進室、生涯学習課、全国高校総合文化祭推進室」を「生涯学習課」に、「文化財保護課」を「文化財課」に改める。

第八条第十六号を削り、同条第十七号中「整備法」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）」に改め、同号を同条第十六号とし、第十八号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第二号中「及び子ども手当」を削る。

第十一条第一号中、「中等教育学校及び特別支援学校」を「及び中等教育学校」に改め、同条第二号中「（中等教育学校の前期課程を含む。以下この条において同じ）」を削り、「義務教育学校及び特別支援学校」を「及び義務教育学校」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 小学校、中学校及び義務教育学校（特別支援教育課の分掌に係るものを除く。）並びに幼稚園の教育課程に関すること。

第十一条第七号を次のように改める。

七 小学校、中学校及び義務教育学校（高校教育課及び特別支援教育課の分掌に係るものを除く。）の教科用図書その他の教材に関すること。

第十二条を削り、第十三条を第十二条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（特別支援教育課）

第十三条 特別支援教育課の分掌事務は次のとおりとする。

一 特別支援学校の設置及び廃止に関すること。

二 特別支援学校の学級編制及び教職員定数に関すること。

三 特別支援学校の管理運営に関すること。

四 特別支援教育に係る施策の企画及び推進に関すること。

五 小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級並びに特別支援学校の教育課程に関すること。

六 小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の通級による指導における教育課程についての指導及び助言に関すること。

七 特別支援学校の学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。

八 小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級並びに特別支援学校の教科用図書その他の教材に関すること。

九 特別支援学校に関する教育団体の育成及び指導に関すること。

第十三条の三第十一号中「公益財団法人宮城県体育協会（昭和四十六年八月十三日に財団法人宮城県体育協会という名称で設立された法人をいう）、公益財団法人宮城県スポーツ振興財団」を「公益財団法人宮城県スポーツ協会」に改める。

第十三条の四を削り、第十三条の五を第十三条の四とする。

第十三条の六を削り、第十三条の七（見出しを含む）中「文化財保護課」を「文化財課」に改め、同条を第十三条の五とする。

第十五条の二第一項中「処理し、特別支援教育室の庶務は、義務教育課において処理し、全国高校総体推進室の庶務は、スポーツ健康課において処理し、全国高校総体文化祭推進室の庶務は、生涯学習課において処理する」を「処理する」に改め、同条第二項中「総務課、義務教育課、スポーツ健康課及び生涯学習課」を「総務課」に、「第十三条の七」を「第十三条の五」に改め、同条第三項中「義務教育課の課長、スポーツ健康課の課長又は生涯学習課の課長」及び「特別支援教育室の室長、全国高校総体推進室の室長又は全国高校総体文化祭推進室の室長」を削る。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 地方機関

第二十条の二を削る。

第二十二条第一項中「地方機関及び地域事務所（以下「地方機関等」という。）を「地方機関」に、「当該地方機関等」を「当該地方機関」に改める。

第二十三条、第二十四条の二及び第二十五条中「地方機関等」を「地方機関」に改める。

第二十六条の表中

宮城県気仙沼高等学校	宮城県気仙沼高等学校	気仙沼市
宮城県気仙沼西高等学校		
宮城県本吉響高等学校		

を

宮城県気仙沼高等学校	宮城県本吉響高等学校
------------	------------

に改める。

第二十七条の表中

宮城県立聴覚支援学校	小牛田校	宮城県立聴覚支援学校	小牛田校	遠田郡美里町
宮城県立小松島支援学校	松陵校			仙台市

に改める。

第三十一条の三第二項中「管理調整部、研究研修部及び教育支援部」を「企画管理部及び教育推進部」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 総合教育センターの各部の分掌事務は、次のとおりとする。

企画管理部

一 総合教育センター事業の総合的な企画及び調整に関すること。

二 総合教育センターの広報に関すること。

三 事務職員、技術職員、司書その他の職員及び県費負担教職員（教育職員を除く。）の研修に関すること。

四 庁舎の管理運営に係る総合調整に関すること。

五 庁舎の維持管理に関すること。

六 庶務に関すること。

七 その他教育推進部の分掌に属さない事務に関すること。

教育推進部

一 教育職員の研修に関すること。

二 教育に関する調査研究、開発、普及及び啓発に関すること。

- 三 教育相談に関すること。
- 四 教育に関する情報の収集、整理、保管及び提供に関すること。
- 五 情報教育に係る生徒の実習に関すること。
- 六 その他教育推進に必要な事業に関すること。

別表第二第二号中

障害児就学 指導審議会	障害児就学指導審議会条例（昭和五十 年宮城県条例第二十七号）第一条の規 定による障害のある学齢児童、学齢生 徒等の就学指導に関する重要事項の調 査審議及び教育委員会に対する意見の 具申に関すること。	特別支 室
----------------	--	----------

を

就学支援審 議会	就学支援審議会条例（昭和五十年宮城 県条例第二十七号）第一条の規定によ る障害のある学齢児童、学齢生徒等の 就学に係る教育支援に関する重要事項 の調査審議及び教育委員会に対する意 見の具申に関すること。	特別支 課
-------------	--	----------

の項中「文化財保護課」を「文化財課」に改める。

別表第三の宮城県第二総合運動場（宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ボート場以外の施設）及び宮城県総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにその周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場）の項中「宮城県スポーツ振興財団」を「宮城県スポーツ協会」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置基準を定める規則の一部を改正する規則
ここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第三号

市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置基準を定める規則

市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置基準を定める規則（昭和五十一年宮城県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市町村立学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置基準を定める規則

第二条中「及び中学校」を、「中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）」に、「第五条の二」を「第六条」に改める。

第三条第一項及び第二項中「小学校及び中学校」を「学校」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第四号

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則

校長及び教員の採用手続に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

- 大河原教育管内
- 仙台教育管内
- 北部教育管内大崎地区
- 北部教育管内栗原地区
- 東部教育管内登米地区
- 東部教育管内石巻地区
- 気仙沼教育管内

- 大河原教育事務所管内
- 仙台教育事務所管内
- 北部教育事務所管内
- 東部教育事務所管内
- 気仙沼教育事務所管内

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第五号

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則（昭和三十六年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「及び地域事務所」を削る。
第七条第一項中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

宮城県総合教育センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第六号

宮城県総合教育センター管理規則の一部を改正する規則

宮城県総合教育センター管理規則（平成二十五年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を削り、第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 事務職員、技術職員、司書、その他の職員及び県費負担教職員（教育職員を除く。）の階層別等の研修に関する事。

第二条に次の一号を加える。

十三 前各号に掲げるもののほか、総合教育センターの目的を達成するために必要な事業

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第一号

宮城県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

宮城県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会公印規程（昭和三十五年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表（第二条関係）第二号の表中

地方機関等の長印	一般文書用	方二〇	宮城県（地方） 機関等名 長印	各地方機関等の長
一般文書用	方二〇	宮城県東部 事務印 宮城県事務 登米地域 事務所	宮城県北部 事務印 宮城県事務 栗原地域 事務所	宮城県北部 教育事務 所栗原 地域事務 所長

を

地方機関の長印	一般文書用	方二〇	宮城県（地方） 機関名 長印	各地方機関の長
---------	-------	-----	----------------------	---------

に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第二号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和四十二年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。
第二条第四項中「及び地域事務所（以下「地方機関等」という。）」を削り、同項及び第十条第一項中「地方機関等」を「地方機関」に改める。

別表第一第一号中

七 1 その他の事務
各種行事の共催、後援の承認
課長

七 1 その他の事務
各種行事の共催、後援の承認
教育次長
に改める。

別表第一第三号の表第五号中「及び子ども手当」を削る。

別表第一第五号中

七 1 県立特別支援学校の年度中途における学級編
制変更決定
八 公立義務教育諸学校及び特別支援学校高等部
等の年度中途における教職員定数の配当
課長

七 公立義務教育諸学校の年度中途における学級編
制変更決定
公立義務教育諸学校及び特別支援学校高等部
等の年度中途における教職員定数の配当
に改める。

別表第一第六号を削り、第七号を第六号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 特別支援教育課

事項名	専決者
1 学教法の施行に関する次に掲げる事務 特別支援学校の高等部に置かれる学科の設置廃止の認可	課長
2 市町村教育委員会からの視覚障害者等の通知及び年齢簿原本の受理	課長
3 視覚障害者等の保護者に対する入学期日及び就学すべき学校の通知	教育次長
4 視覚障害者等の氏名及び入学期日の特別支援学校長及び市町村教育委員会への通知	課長
5 視覚障害者等の区域外就学届の受理	課長
6 視覚障害者等の区域外就学届の承認	教育次長
7 視覚障害者等の課程修了前の退学の届出の受理	課長
8 視覚障害者等でない場合の通知の受理	課長
9 視覚障害者等でない場合の通知の受理	課長
10 特別支援学校の小学部及び中学部の二部授業実施届出の受理	課長
11 特別支援学校における教育課程編成の特例についての届出の受理	課長
12 特別支援学校における教育課程編成の特例についての届出の受理	課長

二 県立学校管理規則の施行に関する次に掲げる事務（高等学校及び中学校に関するものを除く。）

1 学校が行う教育活動等の評価結果の報告の受理

2 学期の変更の承認

3 臨時休業の報告の受理

4 学校行事の報告の受理

5 教育課程の届出の受理

6 学校外において宿泊を伴う修学旅行その他の実施報告の受理

7 修学旅行実施基準を超える旅行の承認

8 児童生徒の退学及び停学処分等の報告の受理

9 教材の届出の受理

10 学校評議員の任期異例の利用の指示

11 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四十四号）以下この項において「法」という）の施行に関する事務

12 特別支援学校に関する事務

13 特別支援学校の教員用図書受領冊数の確認

14 特別支援学校の教科用図書給与児童生徒数

15 特別支援学校の教科用図書目録

16 特別支援学校の教科書の必要数の報告の受理

17 特別支援学校の教科書発行者への報告

18 特別支援学校の年度中途における学級編制変更決定

19 特別支援学校の年度中途における学級編制変更決定

20 特別支援学校の年度中途における学級編制変更決定

21 特別支援学校の年度中途における学級編制変更決定

22 特別支援学校の年度中途における学級編制変更決定

23 特別支援学校の年度中途における学級編制変更決定

24 特別支援学校の年度中途における学級編制変更決定

25 特別支援学校の年度中途における学級編制変更決定

26 特別支援学校の年度中途における学級編制変更決定

27 特別支援学校の年度中途における学級編制変更決定

28 特別支援学校の年度中途における学級編制変更決定

29 特別支援学校の年度中途における学級編制変更決定

30 特別支援学校の年度中途における学級編制変更決定

31 特別支援学校の年度中途における学級編制変更決定

32 特別支援学校の年度中途における学級編制変更決定

33 特別支援学校の年度中途における学級編制変更決定

34 特別支援学校の年度中途における学級編制変更決定

を

別表第一第十号中「文化財保護課」を「文化財課」に改める。

別表第二第二号中「及び地域事務所」を削り、同号の表第六号中「（地域事務所の長を除く）」を削る。

別表第三中

二十三 係の 査職 任員 命	一万 千円 以上 四万 六千 円未 満	一万 千円 以上 四万 六千 円未 満	を
----------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---

二十三 工事に 係る 査検	一件 四千 未 満 の もの	に 改 め、
------------------------	-------------------------------	--------------

同表第三十八号及び第三十九号を削る。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第三号

宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令

宮城県教育庁本庁文書規程（昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改

正する。

第九条第二項第二号(2)中「特教第 号 特別支援教育室 高校教育課」を

「高第 号 高校教育課 特別支援教育課」に、

「総体第 号 全国高校総体推進室

生涯学習課 全国高校総合文化祭推進室」を、

「生第 号 生涯学習課 文化財保護課」を、

「文第 号 生涯学習課 文化財課」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第四号

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令

地方機関等文書規程（昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「(地域事務所を含む。以下同じ。)」を削る。

別表中 「宮城県気仙沼教育事務所 気教
宮城県北部教育事務所 栗原地域事務所 北教
宮城県東部教育事務所 登米地域事務所 東教」を、

「宮城県気仙沼教育事務所 気教」に改め、

「宮城県気仙沼高等学校 気高」を、

「宮城県気仙沼高等学校 気高」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第五号

事務職員等研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

事務職員等研修規程の一部を改正する訓令

事務職員等研修規程（昭和五十二年宮城県教育委員会訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「受講できるもの」を「受講できる研修」に改め、同項第五号中「総務課長」を「総合教育センター所長又は総務課長（以下「所長等」という。）」に、「行うもの」を「行う研修」に改める。

第三条第二項及び第四条第二項中「総務課長」を「所長等」に改める。

第五条中「総務課長」を「総合教育センター所長は、総務課長と協議の上」に改める。

第六条中「総務課長」を「所長等」に改める。

第八条中「総務課長」を「別に」に改める。

様式（第七条関係）中「宮城県教育庁総務課長」を「宮城県総合教育センター所長又は宮城県教育庁総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第六号

宮城県教育委員会共催及び後援名義取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

宮城県教育委員会共催及び後援名義取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会共催及び後援名義取扱規程（平成三年宮城県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

教育長は、次の各号のすべてに該当する行事について、共催等の承認を行うことができる。

- 一 当該行事を完遂する能力があるものによる主催であること。
 - 二 教育、学術、文化又はスポーツの向上又は普及に寄与し、教育委員会の方針及び施策に反しない行事で、公益性があること。
 - 三 法令に違反しないこと。
 - 四 暴力行為、迷惑行為その他社会的な非難を受ける行為を伴うおそれがないこと。
 - 五 営利を目的としないこと。
 - 六 宗教的又は政治的目的を有しないこと。
 - 七 当該行事の規模は、広範囲にわたるものであること。
 - 八 当該行事の開催場所は、保健衛生及び災害防止について必要な措置が講じられていること。
 - 九 その他不適当と認めることが無いこと。
- 第四条第二項を削る。
- 第六条第一号中「事業計画書」を「行事計画書」に改め、同条第三号中「事業関係者」を「行事関係者」に改める。
- 第七条各号列記以外の部分中「承認」を「共催等の承認」に改め、同条第一号中「事業計画」を「行事計画」に改め、同条第二号中「事業終了後」を「行事終了後」に改め、「（様式第三号）」の下に「収支決算書及びその他必要書類」を加え、同条第四号中「事業経費」を「行事に係る経費」に改める。
- 第七条の次に次の一条を加える。
- （承認の取消し）
- 第八条 教育長は、共催等の承認について次の各号のいずれかに該当する場合は、様式第四号により当該承認を取り消すことができる。
- 一 虚偽の申請により承認を受けたとき。
 - 二 第四条に規定する基準を満たさなくなったとき。
 - 三 前条に規定する条件に違反したとき。
 - 四 承認を受けたものから取消しの申出があったとき。
 - 五 その他承認を取り消すことが適当であると認めるとき。

2 前項の取消しをしようとする場合は、教育長は、必要に応じ、申請者その他の関係者から事情を聴取する等の調査を行うものとする。

様式第1号中「~~事業~~」を「~~行事~~」に改める。

様式第2号中「~~事業経費~~」を「~~行事経費~~」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 (第7条関係)

年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿

申請者 住所
氏名

報 告 書

年 月 日付け 第 号で共催・後援の承認を受けた行事が終了したので下記(別紙)の
とおり報告します。

記

- 1 行事の名称
- 2 開催期日
- 3 開催場所
- 4 行事の概要
- 5 収支決算書及びその他必要書類(別添)

様式第3号の次に次の一様式を加える。

様式第4号 (第8条関係)

第 年 月 日

申請者 殿

宮城県教育委員会教育長

印

宮城県教育委員会共催 (後援) 名義の承認取消について (通知)

年 月 日付け (文書番号) で承認しました共催 (後援) については、下記のとおり承認を取り消します。

記

- 1 共催 (後援) を承認した行事名
- 2 共催 (後援) の期間
- 3 承認を取り消す理由
- 4 今後の事務処理の注意事項その他必要と認められる事項

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成三十年四月一日から施行し、同日以後承認する行事の共催等について適用する。(経過措置)

2 この訓令の施行日前に、改正前の訓令の規定に基づいて行われた行事の共催等の申請及び承認は、改正後の訓令の規定に基づいてなされたものとみなす。

○宮城県教育委員会訓令甲第七号

職員分限懲戒審査会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

職員分限懲戒審査会設置規程の一部を改正する訓令

職員分限懲戒審査会設置規程 (平成十七年宮城県教育委員会訓令甲第三号) の一部を次のように改正する。

第二条中「及び高校教育課」を「、高校教育課及び特別支援教育課」に改め、「、特別支援教室の室長の職にある者」を削る。

第六条第二項中「及び高校教育課」を「、高校教育課及び特別支援教育課」に改め、「、特別支援教室の総括担当を命ぜられた室長補佐 (人事管理を担当する者に限る。)」を削る。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会告示第五号

昭和四十六年宮城県教育委員会告示第三十一号 (宮城県指定史跡の指定) の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

宮城県教育委員会

鷹の巣古墳群 (九基) の項中「宮城県指定史跡」を「史跡」に改める。
備考中「宮城県教育庁文化財保護課」を「宮城県教育委員会」に改める。